



# 中津市営急傾斜地崩壊対策事業

## 急傾斜地崩壊対策とは？

「急傾斜地崩壊対策事業」とは、急傾斜地の崩壊による災害から住民を守るため、大分県の定める一定の基準に該当する場合において、大分県の補助を受け、中津市が急傾斜地崩壊防止施設の設置を行うことをいいます。



## ～急傾斜地崩壊対策事業の地元分担金～

地元分担金が「総事業費の10%→5%」に減額されています。  
この機会にぜひご相談ください。

## 事業の要件（実施基準）

- ① 急傾斜地の高さが5メートル以上あり、かつ、傾斜度30度以上であるもの。
- ② 保全人家が1戸以上5戸未満であること。
- ③ 現に崩壊が発生した場合又はその兆候がみられる場所で、人命に被害を及ぼすおそれがあること。
- ④ 他に移転適地がないこと。
- ⑤ 施設の用地に係る土地及び立竹木について、権利を有する者が無償提供を行う旨の同意があること。

### 対策事業 施工前



### 対策事業 施工後 ※写真はイメージです



詳細は下記までお問い合わせください



耶馬溪支所 支所建設土木課  
0979-54-3111

上下水道部 排水対策課  
0979-62-9054

